

令和8年度地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%になったことに伴い、地方消費税も1%から1.7%となり、令和元年10月からは消費税率が10%に引き上げられ、10%のうち2.2%（軽減税率は1.76%）が地方消費税となりました。

地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）は、全て「社会保障施策に要する経費」にあてるとされ、充当状況は次のとおりです。

【歳入】 7款 1項 1目 地方消費税交付金（社会保障財源分）

196,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

2,573,847 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

社会保障施策経費				令和8年度 予算額	特定財源		一般財源			備考
区分	款	項	目 名		国・道支出金	その他の	社会財源の交付金	障 保 化 分	そ の 他	
社会福祉	民生費	社会福祉費	1.	社会福祉管理費	43,004	6,486	0	4,606	31,912	
			2.	心身障害者及び母子特別対策費	420,416	298,437	4,201	14,854	102,924	
			3.	子ども通園センター費	19,447	475	18,972	0	0	
			4.	総合保健福祉センター費	10,083	0	74	1,262	8,747	
			5.	老人福祉費	52,742	1,590	7,210	5,542	38,400	
			6.	在宅福祉推進費	49,655	0	35	6,258	43,362	
		8.	医療保険費	58,983	12,708	28,329	2,263	15,683		
		9.	重層的支援体制整備事業費	107,431	53,771	36,622	2,149	14,889		
		1.	児童福祉管理費	195,250	175,418	0	2,501	17,331		
		2.	子育て支援センター費	10,646	2,783	0	992	6,871		
	3.	常設保育園費	165,582	15,209	9,929	17,713	122,731			
	4.	へき地保育所費	39,565	27,566	331	1,472	10,196			
	5.	児童育成費	93,184	19,076	209	9,320	64,579			
	6.	子ども・子育て支援対策費	128,143	87,907	5,583	4,370	30,283			
社会保険	民生費	福祉費会	小計	1,394,131	701,426	111,495	73,302	507,908		
			5.	老人福祉費（介護保険事業）	196,012	9,946	400	23,416	162,250	
			8.	医療保険費（国民健康保険事業）	92,331	60,059	0	4,070	28,202	
			8.	医療保険費（後期高齢者医療事業）	180,677	41,283	0	17,580	121,814	
保健衛生	衛生費	保健衛生費	小計	469,020	111,288	400	45,066	312,266		
			1.	保健衛生管理費	612,480	1,098	51,514	70,611	489,257	
			3.	保健対策推進事業費	14,814	453	4,565	1,236	8,560	
			4.	予防費	31,359	0	2,238	3,673	25,448	
			5.	母子保健対策費	50,410	32,809	2,491	1,906	13,204	
			6.	精神保健対策費	954	0	0	120	834	
			7.	保健師活動費	679	0	0	86	593	
		小計	710,696	34,360	60,808	77,632	537,896			
合計				2,573,847	847,074	172,703	196,000	1,358,070		